

恩納村【サンゴの村宣言】ロゴマーク・キャラクター制作業務  
にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

恩納村「サンゴの村宣言」ロゴマーク・キャラクター制作業務

(2) 業務の趣旨・目的

別紙「恩納村「サンゴの村宣言」ロゴマーク・キャラクター制作業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 6 月 29 日まで

(4) 提案上限額

1,782,000 円 (消費税込み)

※提案内容にかかわらず、この上限価格を超える提案は受け付けない。また、この金額は契約額等を示すものではない。

2 参加資格要件

委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による会社更生手続又は再生手続の開始の申立がなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 沖縄県内に本店又は支店、営業所等を有している者、また打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (4) 法人格を有するもの。
- (5) 恩納村暴力団排除条例第 6 1 項に該当しないものであること。

3 提案参加申込み手続き

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式 1）
- ② 提案者概要説明書（様式 2）
- ③ 業務経歴書（様式 3）
- ④ 誓約書（様式 4）
- ⑤ 定款の写し（任意様式）
- ⑥ 企画提案書（任意様式）

(2) 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(3) 提出期限

下記スケジュール一覧のとおり

(4) 提出先

〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地

恩納村役場 企画課 企画係 「サンゴの村宣言」プロジェクト事務局 宛

(5) 提出方法

郵送または持参により上記(4)提出先へ提出すること。なお、郵送で提出の場合は、電話で到達の確認を行なうこと。

(6) その他

- ① 企画提案書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ② 提出した書類は返却しない。

4 スケジュール一覧

- (1) 参加表明書提出：公募開始日から平成 30 年 4 月 20 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提案資格確認結果通知：参加表明書等を確認後、参加表明者へメールにて通知する。
- (3) 企画提案書提出：公募開始日から平成 30 年 4 月 24 日（火）正午まで
- (4) 書類審査：平成 30 年 4 月 25 日（水）
- (5) 選考結果通知：平成 30 年 4 月 26 日（木）

5 企画提案書の構成（任意様式：A4 判（やむを得ず A3 判を使用する場合は横折込み）で作成すること）

(1) 企画提案書の表紙

業者名、所在地、代表者氏名、電話番号を明記

(2) 着ぐるみ製作

- ① 完成予想図（正面・背面・側面）
- ② 内部透視図（正面・側面）
- ③ 仕様書（着ぐるみの各部に説明や特徴を書き入れたもの。規格や重量等。）
- ④ 着ぐるみの動作例（着ぐるみの動き 1 例がわかる図等）
- ⑤ 着ぐるみの表面に使用する素材のサンプル見本
- ⑥ 付属品一覧（形・サイズ・重量がわかるもの）
- ⑦ その他、自社ならではの手法・検討方法など独自性のある提案等

(3) ロゴマーク及びキャラクターデザイン制作

選定されたロゴマーク等を各種グッズ、デジタルコンテンツ等、将来的に様々な面で活用できるような独自性のある提案等

(4) 見積書（税込み）

6 質問及び回答（任意様式）

- (1) 提出方法：FAX 又はメール（業者名、担当者氏名、連絡先を明記）
- (2) 提出期限：平成 30 年 4 月 20 日（金）午後 5 時まで

(3) 回 答：質疑に対する回答は、参加表明書を提出した業者に対し FAX 又はメールにて回答する。

(4) 提 出 先

恩納村役場 企画課企画係「サンゴの村宣言」プロジェクト事務局（担当：當山）

FAX：098-966-2779 E-mail：[kaori@vill.onna.lg.jp](mailto:kaori@vill.onna.lg.jp)

## 7 審査及び受託業者の選定方法

- (1) 受託業者の選定は、恩納村役場職員で構成する選定委員会において行う。
- (2) 受託業者の選定にあたっては、書類により提案内容を精査し、価格のみではなく総合的な評価により判断する。
- (3) 選定結果は、すべての企画提案者へ通知する。
- (4) 選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に提出しなければならないものとする。

## 8 審査項目

(1) 着ぐるみ

- ① デザイン性：キャラクターのイメージを損なわず、できるだけ忠実に再現されているか。
- ② 機能性：仕様書（別紙）の条件をどの程度満たしているか。
  - ア 装着性及び装着時の安全性
  - イ 耐久性
  - ウ イベント等で使用する際の可動性、運動性
  - エ 不装着時の保管・管理及び手入れなどメンテナンス面
  - オ イベント等の観客（第三者）に見られる又は触れられることを考慮した構造、素材性
- ③ 経費：見積書の額及び経費内訳が妥当で、費用対効果が優れているか。
- ④ 類似業務等の実績：事業者が担当した類似業務の実績から、委託内容を十分に遂行する能力があると認められるか。

(2) ロゴマーク及びキャラクターデザイン制作

- ① 創造的で質の高い活用方法が提案されているか。

(3) 独自提案

- ① 恩納村「サンゴの村宣言」をより効果的にPRするための独自提案はあるか。

## 9 参加の辞退

提案参加申込後にやむを得ず参加を辞退する場合、または提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」（様式 5）を提出すること。

## 10 その他

- (1) ロゴマーク及びキャラクターの画像は、本業務の応募以外に使用しないこと。

- (2) 本業務の実施に伴う成果物の著作権については、受託者においてはその納品をもってすべて恩納村に帰属するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は無効とする。
- ① 提案者の提出方法、提出先及び期限等示された条件に適合していない場合
  - ② 提案者に虚偽の記載がある場合
  - ③ その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (4) 参加表明が1者の場合は、その提案内容等を評価委員で審査し、本業務を委託可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。

**【提出先・お問い合わせ先】**

〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地

恩納村役場 企画課 企画係 當山

TEL : 098-966-1201

FAX : 098-966-2779

E-mail : kaori@vill.onna.lg.jp